

趣 旨

一瞬にして人命を奪い、人々の平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすことは、県民の切なる願いです。しかし、多くの人々の懸命な取組にもかかわらず、なお依然として多数の交通事故が発生しています。

交通事故をなくすためには、私たち一人一人が、人命の尊重を最優先にして、交通安全の確保に向けた取組を一層進めることが必要で、交通社会の主体である県民及び事業者の積極的な取組なくして真の交通安全は実現しません。

県、県警察、市町村、関係行政機関、交通安全関係団体並びに県民が相互に連携を図りつつ、一体となって交通安全県民運動を推進し、交通事故のない社会の実現を目指します。

スローガン

ストップ・ザ 交通事故 高めようモラル 守ろうルール

◆ストップ・ザ 交通事故 ～高めようモラル 守ろうルール～
〈サブスローガン〉

◆実践しよう 交通安全スリー^{エス}S運動



運 動 重 点

- ◆こどもと高齢者の交通事故防止
- ◆歩行者・自転車の交通事故防止
- ◆交通ルールと運転モラルの遵守
- ◆悪質・危険な運転の根絶
- ◆後部座席を含むシートベルト全席着用の徹底

広 報 重 点

- ◆運転者へ 「一瞬の よそ見一生 駄目にする」
- ◆歩行者へ 「横断中 スマホ見るより まわり見て」
- ◆自転車利用者へ 「ヘルメット かぶって守ろう 命とルール」

取組内容

家庭

- 1 日常の生活の中で、安全な道路の通行方法、安全な自転車の乗り方、正しい電動キックボードの利用方法、交通ルールやマナーの大切さについて十分に話し合い、交通安全意識を高めます。
- 2 横断時に、ドライバーへ横断する意思と感謝を示す「ハンド・アップ運動」を実践します。
- 3 夕暮れ時や夜間、早朝の外出には、明るい目立つ色の衣服を着用し、反射材用品を活用します。
- 4 自転車乗用時には、ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入します。
- 5 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）乗車時は、ヘルメットを着用します。
- 6 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用します。
- 7 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を実践します。

地域

- 1 通学路等の幼児・児童の安全な通行や生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保する取組の推進、横断歩道の利用促進を図ります。
- 2 通学路等の見守りなどの自主的なボランティア活動を推進します。
- 3 反射材用品の普及や後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を促進するキャンペーンを展開します。
- 4 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

職場・学校等

- 1 交通ルールやマナーの遵守を促進します。
- 2 シートベルト着用の重要性を理解させ、後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を促進します。
- 3 歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用方法について、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するなど、交通安全教育を推進します。
- 4 自転車乗用時には、ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入します。
- 5 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）乗車時は、ヘルメットを着用します。
- 6 交通指導員や交通ボランティアと緊密に連携し交通安全活動を推進します。
- 7 PTAや関係機関と連携して、通学路の点検を定期的を実施します。
- 8 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

運転者

- 1 こどもと高齢者の行動特性を理解し、横断歩行者の保護を始め、安全運転を徹底します。
- 2 ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）の実践とともに、対向車や先行車がない場合は、ハイビームの活用を推進します。
- 3 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの着用を確認してから出発します。
- 4 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を実践します。
- 5 「ながらスマホ」・「妨害運転」は絶対にしません。

運動の進め方

- 1 各実施機関・団体は、組織全体への運動の浸透を図りながら、それぞれの実情に即した運動を進めます。
- 2 県・県警察・県教育委員会は、相互に協力して具体的な計画を立案し、それぞれの運動の周知徹底と重点施策の推進を図ります。
- 3 市町村は、各警察署、各市町村教育委員会と協力しながら、主体的に各季の運動の重点について、地域の実情に即した具体的な計画を立て、その効果的な推進に努めます。

推進する運動

1 各季の交通安全県民運動

各季の交通安全運動は、下記のとおり実施します。

なお、具体的な運動の方針は、全国交通安全運動の方針、県内の交通事故情勢等を踏まえて決定します。

各実施機関・団体は、各運動の実施要綱に基づいて、効果的な運動を展開します。

春の全国交通安全運動	4月 6日(土)～4月15日(月)(10日間) (県内一斉大監視 4月10日(水)午前7時から午前9時の間)
夏の交通安全県民運動	7月11日(木)～7月20日(土)(10日間) (県内一斉大監視 7月16日(火)午前7時から午前9時の間)
秋の全国交通安全運動	9月21日(土)～9月30日(月)(10日間) (県内一斉大監視 9月26日(木)午後4時から午後6時の間)
年末の交通安全県民運動	12月 1日(日)～12月10日(火)(10日間) (県内一斉大監視 12月6日(金)午後4時から午後6時の間)

※県内一斉大監視は、県内全域において、同じ時間帯に街頭啓発活動を行うものです。

計画及び結果報告書

- (1) 実施機関・団体、市町村は、以下のとおり報告してください。

提出文書		期限	備考
実施計画書	<様式1>	運動開始の3週間前	
実施報告書	<様式2>	運動終了後1週間以内	
交通安全教育の実施状況	<様式3>	運動終了後1週間以内	春・秋に市町村のみ
交通指導員等の活動状況	<様式4>	運動終了後1週間以内	春・秋に市町村のみ
効果の評価と施策への反映	<様式5>	運動終了後1週間以内	春・秋に市町村のみ

- (2) 報告先 愛知県交通安全推進協議会事務局
防災安全局県民安全課 交通安全グループ
〒460-8501 (所在地記載不要)
電 話 052-954-6177 (ダイヤルイン)
F A X 052-954-6910
メ ー ル kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp